

## 軽井沢先端学術プラットフォームに関する覚書

信州大学社会基盤研究所（以下「甲」という。）、東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）及び軽井沢町（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙が締結した包括的連携に関する協定書（平成29年6月26日締結、以下、「包括的連携協定書」という。）第6条にもとづき以下のとおり覚書を締結する。なお、甲は平成31年4月に社会基盤研究センターから、社会基盤研究所に名称を変更している。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が密接に連携して、軽井沢町に世界的研究教育拠点としての軽井沢先端学術プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を構築することを目指し、甲及び乙の研究の発展及び軽井沢町における地域の発展に向けた取り組みを推進することを目的とする。

### （連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、連携して次の事業を実施する。

- (1) 甲、乙及び丙が協働し、地域の課題解決を図る事業
- (2) 軽井沢町におけるカーボンニュートラル推進を図る事業
- (3) 軽井沢町における新産業の創出ならびに人材育成を図る事業
- (4) その他甲、乙及び丙が協議のうえ必要と認める事業

### （プラットフォーム運営会議）

第3条 前条に規定する内容の円滑な推進を図るため、プラットフォーム運営会議を設置するものとする。

### （事業経費）

第4条 第2条に規定する事業に関する経費については、企業版ふるさと納税等の寄附金を財源とするものとする。

### （有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も、また同様とする。

### （有効期間の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、本覚書の有効期間は、甲、乙、及び丙との包括的連携協定書の有効期間の満了と同時に終了するものとする。

### （協議）

第7条 本覚書に定める事項について疑義が生じたとき又は本覚書に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書3通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 6月 7日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町長倉 5304-6  
信州大学社会基盤研究所

所長

九橋昌太郎

乙 東京都目黒区駒場4-6-1  
東京大学先端科学技術研究センター

所長

杉山正樹

丙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1  
軽井沢町

町長

藤巻進